

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 市民生活部
コミュニティ・協働推進課、市民安全安心課、
人権男女共同参画課、戸籍住民窓口課

3 監査の期間 令和3年2月9日（火）～令和3年3月25日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和2年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 認可地縁団体告示事項証明手数料及び認可地縁団体印鑑証明手数料において、佐世保市手数料条例第3条第1項で「手数料は、申請又は交付の際これを徴収する。」と規定されているにもかかわらず、手数料を徴収しないまま証明書を交付し、交付後に納付させていた。
(コミュニティ・協働推進課)
- ② 雑入の歳入調定において、佐世保市財務規則第65条で「部課長は、すでに調定した歳入について、変更すべき理由が判明したときは…直ちに、調定を変更しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、還付に伴う減額調定を行っていなかった。
(市民安全安心課)
- ③ 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていなかった。
(市民安全安心課)
- ④ 寄附金ほかにおいて、佐世保市財務規則第75条第1項で「出納員等は、現金…を収納するときは、会計管理者が指定する領収書綴を用いなければならない。」と規定されているにもかかわらず、会計管理者が指定した領収書綴を使用していなかった。
(市民安全安心課)

寄附金の収納において、会計管理者が指定していない領収書を交付することは財務規則に反するのみならず、公金収納の把握・管理が不透明となる事務リスクがあることを十分認識されたい。寄附金の通常の収納が困難な場合を想定した事務処理の整備も必要と考えるものである。

2. 契約事務

- ① 産業廃棄物収集・運搬委託契約（随意契約）において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第8条第2項で「随意契約によるときは、最低制限価格を設定しないものとする。」と規定されているにもかかわらず、最低制限価格を設けていた。
(コミュニティ・協働推進課)
- ② 自動車臨時運行許可手数料の収納業務委託の告示等において、佐世保市財務規則第83条第1項で「…歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、「広報させば」に登載しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、広報させばに登載しないまま収納事務をさせていた。
(市民安全安心課)

業務委託の契約事務に関する基幹要綱を把握されていないことにより起こりうる重大な事務リスクを

管理職は想定されたい。事務の不備により、随意契約が再見積り合せとなり、市民が不利益を被る可能性があることを十分認識され、早急に基幹要綱の周知徹底を図られたい。

3. 財産管理事務

- ① 公有財産において、佐世保市財務規則第 217 条で「…公有財産の所管換又は管理換をするときは、公有財産引継書に必要な事項を記入し…管理換を受ける部課長及び財務部長に送付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、公有財産引継書を管理換を受ける部課長に送付していなかった。（市民安全安心課）

公有財産については、規則を再認識し、適正な事務処理を行われたい。